

## 承継届出関係

- ・ 法人が吸収合併する場合
  - ① 法人(未登録)が法人(既登録)を吸収合併
  - ② 法人(既登録)が法人(既登録)を吸収合併
- ・ 法人が新設合併する場合  
A 社と B 社が合併し、C 社を新たに設立する場合は、C 社が揮発油販売業承継届出書 の提出をしてください。

〈必要書類 (1)～(4)は各 1 部〉

(1)様式第 3 揮発油販売業承継届出書

(2)誓約書 (②の場合は除く)

(3)登記事項証明書

(4)合併契約書の写し

(5)吸収する法人

①及び新設合併する場合、備蓄法様式第 1 7 石油販売業開始届出書

②の場合、備蓄法様式第 1 8 石油販売業変更届出書

吸収される法人 備蓄法様式第 1 9 石油販売業廃止届出書

いずれも 3 部 (正 3 部、または正 2 部写 1 部)

(1)届出書  
(記載例)

様式第3(第6条関係)

|   |       |
|---|-------|
| × | 整理番号  |
| × | 受理年月日 |
|   | 年 月 日 |

## 揮発油販売業承継届出書

令和○年○月○日

近畿経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に  
あつては代表者の氏名  
住 所

○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○  
○○県○○市○○町○○番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 承継者の登録年月日及び登録番号  | ○○商事株式会社<br>○年○月○日 ○—○○○○○○ |
| 被承継者の登録年月日及び登録番号 | 株式会社○○石油<br>○年○月○日 ○—○○○○○○ |
| 承 継 の 原 因        | 承継者が被承継者を○年○月○日<br>吸収合併     |

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。2. ×印の項は記載しないこと

イ. 届出書の提出年月日を「年月日」欄に記入してください。

ロ. あて名  
(記載例) 近畿経済産業局長 殿

ハ. 届出者(承継者)  
登記上の名称、住所を記載してください。

二. 登録年月日及び登録番号は、販売業者としての最初の登録時に交付した「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入してください。なお①の場合、承継者の登録年月日及び登録番号は不要です。

ホ. 承継の原因欄には、「承継者が被承継者を○年○月○日吸収合併」と記載してください。

(2) 誓約書  
(記載例)

| 誓 約 書                                                       |   |               |
|-------------------------------------------------------------|---|---------------|
|                                                             |   | 令和○年○月○日      |
| 近畿経済産業局長 殿                                                  |   |               |
| 登録申請者                                                       |   |               |
| 名                                                           | 称 | ○○株式会社        |
| 代表者の氏名                                                      |   | 代表取締役 ○○ ○○   |
| 住                                                           | 所 | ○○県○○市○○町○○番地 |
| 当社は、揮発油等の品質の確保等に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しないものであることを誓約いたします。 |   |               |

イ. 誓約書記載例は上記のとおりです。

### (3) 登記事項証明書

承継届提出者の法人に係る登記事項証明書で吸収合併の事実が記載されているものがが必要です。

また、②法人(既登録)が法人(既登録)を吸収合併によって代表者に変更が生じた場合は「様式第6 揮発油販売業変更登録申請書」を同時に提出する必要があります。さらに合併後、即商号変更する場合は、新しい商号をもって揮発油販売業承継届出書を提出することができます。この場合は届出書にその旨の経緯を記載してください。

なお、吸収合併された既存登録業者の廃止届出の提出は不要です。

登記事項証明書は登記所の窓口、郵送による請求のほか、法務局のHPからオンライン申請で取得することができます。オンラインによる請求は手数料が安く平日は21時まで可能です。詳細については法務局のHPをご覧ください。

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online\\_syousei\\_annai.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syousei_annai.html)

### (4) 合併契約書の写し

### (5) 備蓄法の手続きとして、

吸収する法人

① 及び新設合併する場合、備蓄法様式第17「石油販売業開始届出書」

② の場合、備蓄法様式第18「石油販売業変更届出書」

吸収される法人 備蓄法様式第19「石油販売業廃止届出書」

いずれも3部（正3部、または正2部写1部）の提出が必要です。